

## 児童相談所設置に向けての 区の実りについて

○文京区小児初期救急医療検討部会（第11回）

◆平成30年1月15日（月） 午後7時～午後8時30分

◇文京スポーツセンター 区民会議室3C

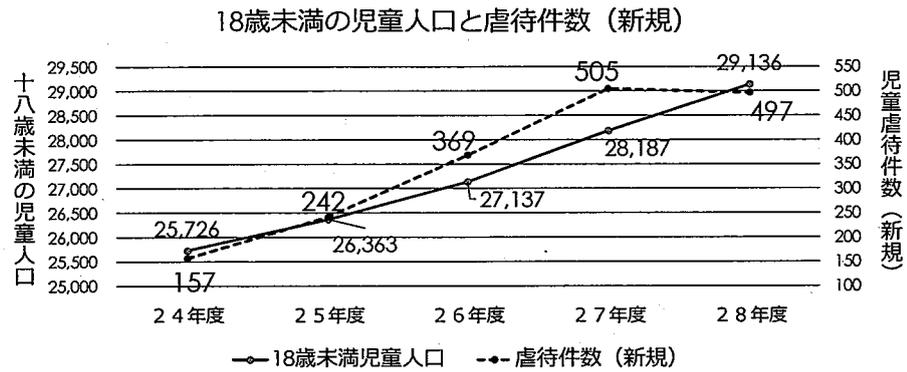
文京区子ども家庭支援センター所長

多田 栄一郎

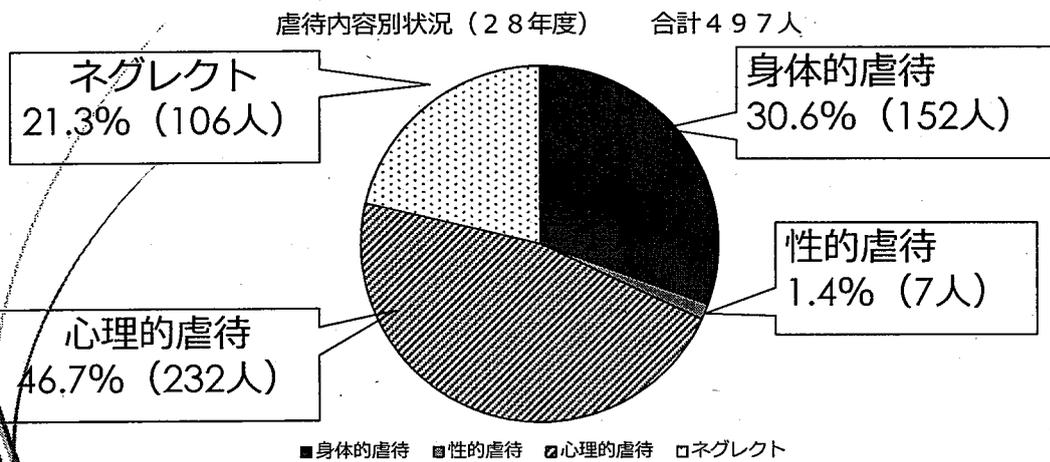
## 本日の流れ

- 1 文京区の児童虐待の現状
- 2 子ども家庭支援センターと児童相談所
- 3 これまでの経緯
- 4 検討体制
- 5 課題

## 文京区の児童虐待の現状①

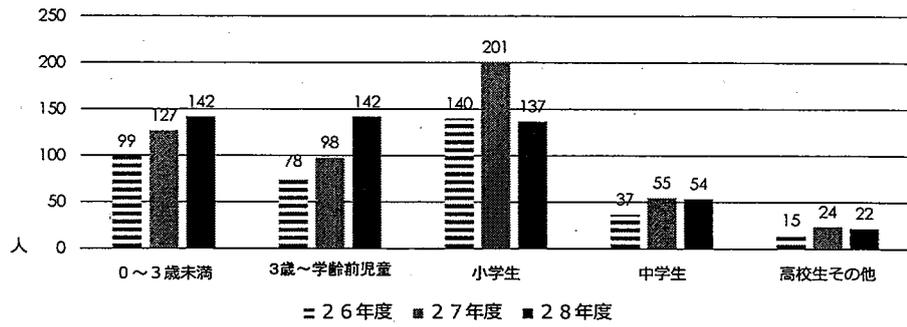


## 文京区の児童虐待の現状②



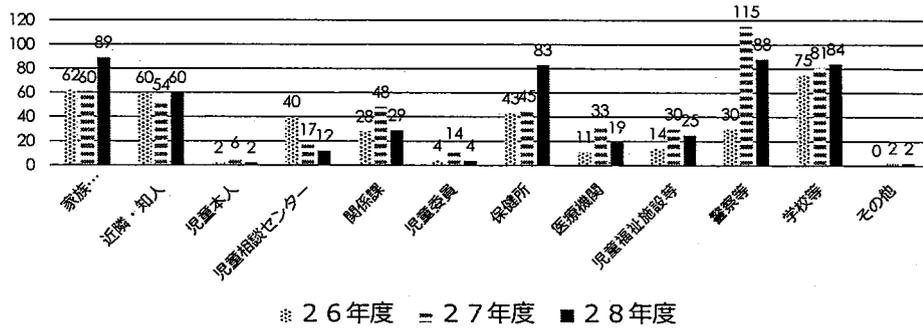
### 文京区の児童虐待の現状③

年齢別相談処理状況



### 文京区の児童虐待の現状④

経路別処理状況（子ども家庭支援センターへの経路）



## 子ども家庭支援センターの業務

### ●主な業務内容

#### ① 総合相談

子どもと家庭に関するあらゆる相談に、一義的かつ総合的に対応

#### ② 在宅サービス等の提供

ショートステイや一時保育等、地域のニーズに応じた子育てサービスの提供

#### ③ サービス調整

個々の相談者が抱える問題に最も適した解決が図られるよう関係機関と調整

#### ④ 要保護児童対策地域協議会の調整機関

## 児童相談所との違いは？

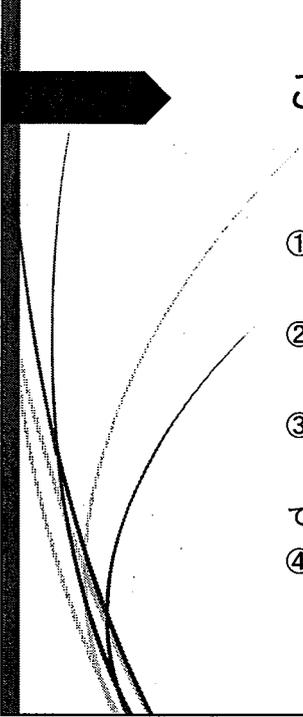
○一般的な相談や虐待対応など、児童相談所と子ども家庭支援センターの両機関で行っている業務も一部ある。

○ケース内容によって、役割分担をして対応している。

○児童相談所は都道府県や政令指定都市等に設置。

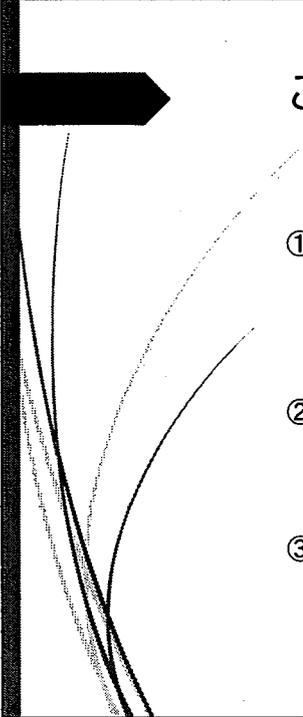
### ◆児童相談所に特有な機能

- ・専門的相談対応
- ・医学、心理学、精神保健上の判定機能
- ・子どもや保護者への指導
- ・一時保護機能
- ・児童福祉施設／里親措置機能
- ・法的権限



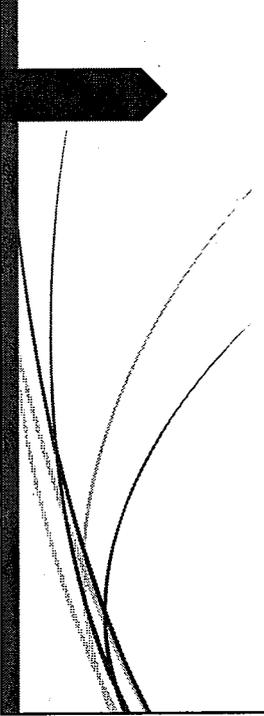
## これまでの経緯 1

- ①平成28年5月 児童福祉法改正  
各特別区が児童相談所を設置できるようになった。
- ②平成28年9月 検討委員会設置  
区は児童相談所を設置する方向で検討開始。
- ③平成28年11月 児童相談所設置表明  
特別区長会が都に対し、練馬区を除く22区が、児童相談所設置に向けて計画をしていくことを表明。支援と協力を要請。
- ④平成29年3月 住民説明会開催／候補地を取得（小石川3-14-8）  
\* 伝通院の隣地



## これまでの経緯 2

- ①平成29年6月 検討部会設置  
各課題について具体的に検討するため、検討委員会のもとに部会を設置（児童相談体制、施設整備、人事・財政等）。
- ②平成29年11月 住民説明会開催  
解体工事について説明し、意見交換を行う。
- ③平成29年12月 中間報告  
検討委員会にて、児童相談所整備の方向性について中間報告を行う。

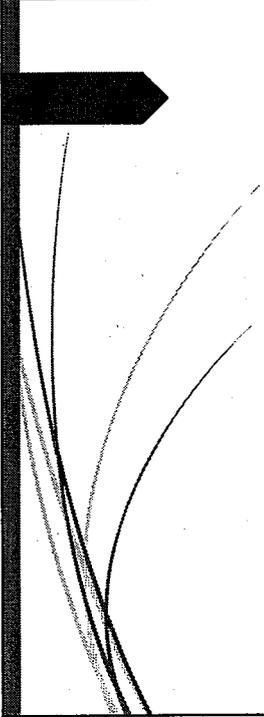


## 区の検討体制

文京区児童相談所移管検討委員会（座長：副区長）

検討委員会のもとに下記部会等を設置

- ①第1検討部会A：児童相談所のあり方（全般）
- ②第1検討部会B：児童相談所のあり方（施設）
- ③第2検討部会A：職員の確保・育成
- ④第2検討部会B：財源、移管
- ⑤連絡会A：児童相談所設置市事務（子育て関係）
- ⑥連絡会B：児童相談所設置市事務（保健衛生・障害福祉関係）



## 特別区全体の検討体制

### ①特別区

- 企画・財政担当部長会／財政課長会
- 総務部長会／人事・研修担当課長会
- 保健衛生部長会／保健衛生主管課長会
- 福祉主管部長会第2部会／障害福祉課長会
- 福祉主管部長会／児童主管課長会（子ども家庭支援センター部会）

### ②東京都

- モデル的確認作業

先行3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）の計画案を都が確認し、意見反映。その結果を他区にフィードバック。



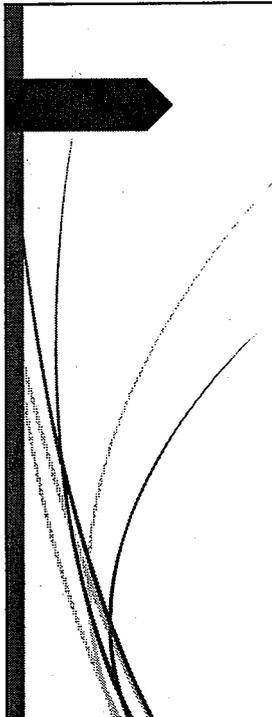
## 現行体制の課題

- ① 通告・相談先が2箇所ではわかりにくい。
- ② 二元体制により、時間ロスと認識に温度差がある。  
→ 援助要請しても、直ちに対応されない場合がある。
- ③ 都と区の狭間に落ちるケースがある  
→ 責任の所在が不明確になる場合がある。



## 区が目指す児童相談体制

- ① 相談窓口の一本化
- ② 区の各部署が虐待の発生を予防  
→ 相談体制を一元化し、虐待発生後も強固な連携・速やかな情報共有により、組織全体で対応する。
- ③ 一連のプロセスを地域内で継続的に支援。



## 検討段階で見えてきた課題

①モデル的確認作業の進行状況

回数を重ね議論を深めているが、何をもって終了とするか不透明。

⇒開設年度への影響

②専門職の確保

都児相の派遣受入枠の限界、他県他市への派遣⇒開設年度への影響

③児童相談所設置市事務

広域的な処理が必要な事務。件数が僅少な事務。

④財源、既存施設、都児相の職員